

42. 107. 02

国家資格等を表す又は国家資格等と誤認を生ずるおそれのある商標（「××士」「××博士」等）の取扱い

「××士」「××博士」等からなる商標が、

- a. 国家、地方公共団体若しくはこれらの機関又は公益に関する団体が認定する資格（以下「国家資格等」という。）を表す場合、又は
- b. 一般世人において、国家資格等と一見紛らわしく誤認を生ずるおそれのある場合

には、原則として、商第4条第1項第7号に該当するものとして拒絶することとする。

ただし、一般世人において、国家資格等とは無関係のものであると理解される商標である場合、又は、当該出願が国家資格等の認定機関（関係法令等に規定されている機関、監督官庁が認める実質的な認定機関等をいう。）が出願人であった場合には、上記法条に該当しないものとする。

[説明]

「××士」「××博士」等からなる商標については、その構成文字によって、一般的に、国家資格等を表すもの又は国家資格等と一見紛らわしく誤認を生ずるおそれのあるものがあるが、そのような商標を登録し商品又は役務について使用することは、国家資格等の制度に対する社会的信頼を失わせ、ひいては公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標として商第4条第1項第7号に該当するものとして拒絶することとするものである。

上記趣旨からして、一般世人において、当該商標が現存する国家資格等と誤認を生ずるおそれのない場合、又は、現存する国家資格等を表す商標であっても当該国家資格等の認定機関等（関係法令等に規定されている機関その他監督官庁が認める実質的な機関等）の出願である場合には、商第4条第1項第7号に該当しないものである。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第7号（公序良俗違反）」の審査基準](#)

<商第4条第1項第7号に該当するものと判断された例>

商 標	関係国家資格等	判 決 日	事 件 番 号
特許管理士	弁理士	昭11.11.30判決	平10(行ケ)289
特許理工学博士	工学博士、 理工学博士等	昭56.8.25判決 (上告審)棄却	昭55(行ケ)95
		昭57.4.13 判決	昭56(行ツ)192
特許工学博士		昭56.8.25 判決	昭55(行ケ)99
特許哲学博士		昭56.8.25 判決	昭55(行ケ)119
特許政経学博士		昭56.8.31判決	昭55(行ケ)180
特許建築学博士等		昭56.8.31判決 (上告審)棄却	昭55(行ケ)96
		昭57.4.13 判決	昭56(行ツ)193
特許修士	修士	昭56.8.25 判決	昭55(行ケ)101
管理食養士	管理栄養士	平15.10.29 判決	平15(行ケ)248
食養士	栄養士	平15.10.29 判決	平15(行ケ)250

<該当しないものと認められた例>

お風呂の美容士、義士、梅博士、おむつ博士、手打うどん博士